

令和 2 年度  
左近山団地における大学生による地域支援事業  
地域インターン応募要項

○申込の概要

この申込みには、申込資格があります。

この「入居者応募要項」をよく読んでから、申込みをしてください。

エントリーシートの提出は、メール、FAX、郵送又は持参にて受け付けます。

【エントリーシートの提出先・問い合わせ先】

横浜市旭区役所区政推進課 団地担当 馬立、中島

〒241-0022 横浜市旭区鶴ヶ峰 1-4-12 電話：045-954-6027 FAX：951-3401

メール：as-kikaku@city.yokohama.jp

※郵送による申込みは、受付期間の最終日必着とします。

※持参による申込みの受付は、平日午前 8 時 45 分から午後 5 時までです。

○事業主体

NPO 法人オールさこんやま（以下「NPO 法人」）

住所：横浜市旭区左近山 1 9 9 7 - 7

左近山団地 2 街区 23 棟 501 号

## 目次

はじめに	3
1 募集概要	4
(1)内容	
(2)対象	
(3)募集人数	
2 申込み	4
(1)申込資格	
(2)申込方法	
(3)入居者の選定	
◎申込みに当たっての注意	
3 指定の地域活動	5
(1)まちづくり枠	
(2)教育とアート枠	
4 地域活動補助金	6
(1)支給にあたって	
(2)交付手続き	
(3)返還	
(4)退団について	
(5)その他	
5 居住する場合	7
(1)入居する住戸	
(2)入居時期	
(3)契約	
(4)敷金・家賃・共益費	
◎入居にあたっての注意	8
6 スケジュール（予定）	9
(1)居住する場合	
(2)居住しない場合	10

### 【添付資料】

提出様式 1	エントリーシート
別紙 1	左近山団地の概要
別紙 2	募集チラシ
別紙 3-1	地域活動補助金交付決定通知書（居住する場合）
別紙 3-2	地域活動補助金交付決定通知書（居住しない場合）
別紙 4	「UR住まいガイド（抜粋）」
別図	代表的な間取り図

## ◎はじめに

旭区内にある左近山地区は、昭和 40 年代前半に開発された集合住宅団地で、高齢化率は 46.5%です。(65 歳以上、平成 30 年 9 月 30 日現在)。こうした高齢化に伴い地域活動の担い手不足が生じているほか、高齢者等への日常生活支援の必要性もますます高まっています。

そこで、地域活動の担い手を確保し団地の活性化を図ることを目的として、横浜国立大学とUR都市機構、旭区は、平成 29 年 3 月 31 日に『左近山団地における大学生による地域支援活動事業に係る連携協定』を締結し、『大規模団地における大学生による地域支援活動モデル事業（以下、「本事業」）』に取り組むことになりました。

横浜国立大学に在籍する学生が、左近山団地に実際に住みながら、福祉を中心に活発に活動するNPO法人や地域の活動団体、商店会、小中学校との連携の取組に参加しています。現在、3人の学生が参加しています。

今回、「まちづくり」と「教育とアート」の2つのテーマでそれぞれ大学生の募集をします。また、居住をせずに活動に参加することもできるようになりました。

「まちづくり」では現在入居している大学生が立ち上げた活動団体「サコラボ」の目標である「若者も主役になれるまち」の実現のため、学生が企画するイベントの開催など地域を活性化する取組に参加してもらいます。

「教育とアート」では、左近山を子育て世帯にとって魅力的なまちにするため、アートをテーマとしたイベントの開催や小中学校でのボランティアに取り組んでももらいます。

どちらも地域ですでに活動している大人達との協働事業です。また、専門家が先生役となって皆様の活動を支援してくれます。

この取組が、皆様の学業や今後の人生の一助になるとともに、団地の活性化につながることを期待しています。

## 1 募集概要

### (1) 内容

左近山団地に入居等しながら、NPO法人の活動や地域活動（以下、「地域活動」）に取り組む横浜国立大学生の募集

### (2) 対象

横浜国立大学に在籍する学部生及び大学院生

### (3) 募集人数

**最大4名**（教育とアート枠4名）

## 2 申込み

### (1) 申込資格

次に掲げる条件すべてを満たす者としてします。

①横浜国立大学に在籍する学部生及び大学院生

②活動団体「サコラボ」に入団し、指定の地域活動に参加する意志がある方

③申込者本人及び連帯保証人が市町村民税を滞納しておらず、また、暴力団員（※）でない方

※「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。

### (2) 申込方法

**提出様式1 エントリーシートの提出により申込みを受け付けます。**2名がルームシェアで居住する場合、1名ずつ申し込みます。

※この応募要項の内容をご理解した上で、申込みをしてください。

※エントリーシートの提出は、メール、FAX、郵送又は持参にて受け付けます。

### (3) 入居者の選定

申込後、詳細の説明・住戸の内覧・面談を行ったうえで、入居者を選定します。

#### ◎申込みにあたっての注意

(1) 申込資格に関する基準日は「受付期間の最終日」現在とします。

(2) 申込みは、お一人につき1通に限ります。

(3) 次のような場合、申込みを無効とします。

1) 申込資格がないとき。また、申込から入居手続きまでの間に申込資格をなくしたとき。

2) エントリーシートに不正の記載があった時。

3) エントリーシートに必要事項を記載していないとき。

4) 重複して申込をしたとき。

5) 所定のエントリーシート以外で申込をしたとき。

(4) エントリーシートの修正が必要な場合、無効とする前に本人に連絡し、修正期間※内に問い合わせ先（旭区役所）まで来て修正していただきます（郵送による修正はできません）。なお、期間内に修正がない場合、無効となります。

(5) エントリーシートなど提出された書類は一切お返しいたしません。

(6) ルームシェア等で同居人がいる場合は、届出が必要です。ご相談ください。

※「修正期間」は、申込み日から起算して14日以内とします。

### 3 指定の地域活動

(居住する場合は(1)～(4)、居住しない場合(2)～(4)に取り組んでもらいます。)

#### (1) まちづくり枠

【まちづくり】活動内容（予定）
(1)地域のイベントの実施・参加 ・夏まつり、餅つき大会などの自治会等が開催するイベントや商店街が主催するイベントに参加して下さい。 ※自治会への加入を推奨（強制ではありません）
(2)NPO法人の活動補助（年60時間[月5時間程度]） ・NPO法人が運営する「ほっとさこんやま」のカフェの手伝いや、小学生への学習支援「さくら教室」の手伝いをを行います。
(3)サコラボ定例会（月4時間[2時間程度×2回]） ・流しそうめん、ビアガーデンなど、NPO法人と協力したイベントの実施 ・イベントの企画やNPO法人の支援活動についての打合せを行います。
(4)活動報告 ・毎回の活動終了時に事業主体（NPO法人）に報告し、確認を受けます。 ・年度末3月に活動報告会を開催し、取り組んだ活動内容について発表します。

#### (2) 教育とアート枠

【教育とアート】活動内容（予定）
(1)イベントの実施・参加 ・夏まつり、餅つき大会などの自治会等が開催するイベントや商店街が主催するイベントに参加して下さい。 ※自治会への加入を推奨（強制ではありません） ・まちづくり枠の学生が開催するイベントに可能な限り参加して下さい
(2) 左近山小中学校のボランティア等（年84時間[月7時間程度]） ・内容については、申込者と相談のうえ決定します。 例：専門科、特性を活かした授業・総合学習の補助、学校行事の補助等
(3) 定例会（月1回、2時間程度） ・子育て世代向けイベントについて企画の打ち合わせを行い、イベントを運営します。
(4)活動報告 ・毎回の活動終了時に事業主体（NPO法人）に報告し、確認を受けます。 ・年度末3月に活動報告会を開催し、取り組んだ活動内容について発表します。

※定めている活動時間は最低限求められる時間です。

## 4 地域活動補助金

### (1) 支給にあたって

補助金は令和2年3月末までに交付決定を行い、4月1日から支給します。入居日等に係らず4月1日付けで活動団体「サコラボ」に入団するものとし、活動に参加していただきます。

### (2) 交付手続き

#### ア 居住する場合（補助金支給額：毎月2万5千円）

事業主体（NPO法人）は、選定時に補助金の交付決定を別紙「地域活動補助金交付申請書（居住する場合）」により行います。

入居者がUR都市機構と契約を行った後に、毎月2.5万円の補助金の支給を開始し、退去時に支給を終了します。但し、UR都市機構との契約書の写しを提出することが条件です。

次年度以降も毎年補助金交付申請を行うことで、交付決定されます。

#### イ 居住しない場合（補助金支給額：上限毎月1万5千円）

事業主体（NPO法人）は、選定時に毎月1.5万円を上限として補助金の交付決定を別紙「地域活動補助金交付申請書（居住しない場合）」により行います。

なお、支給額については3か月に1回見直しします。初回はエントリーシートの提案内容で、それ以降は活動への参加状況を考慮して決定します。

支給期間は令和2年4月1日～令和3年3月31日までの1か年度です。

### (3) 返還

3カ月以上計画に則った、地域での活動を行わなかった場合、面談を行い、活動補助金の返還をしていただくことがあります。

### (4) 退団について

「サコラボ」から退団する際は、退団希望日の原則1か月前に事業主体に申し出をして下さい。なお、退団を以て補助金の支給を停止します。

### (5) その他

本事業が終了となった場合には、補助金の支給は別途協議になります。

## 5 居住する場合

### (1) 入居する住戸

左近山団地 1 街区内の対象住戸を内覧の上、選択していただきます。(参考：別図)  
契約者が35歳以下の場合、U35割を適用し、家賃が2割引きになります。

### (2) 入居時期

エントリーシートに希望日を記入してください。

### (3) 契約

- ・入居者は、UR 都市機構と入居の契約を行います。
- ・入居者は、1 か月以上の予告期間をもって契約解除届を提出することにより、契約の解約申入れができます。

### (4) 敷金・家賃・共益費

#### ア 敷金

- ・敷金は家賃の 2 か月分です。

#### イ 家賃・共益費

- ・家賃および共益費を UR 都市機構にお支払いいただきます。なお、家賃は通常の家賃（共益費は含まない）から 2 割引の金額となります。（ただし 35 歳以下に限る）
- ・ルームシェアをする際は予めご相談ください。
- ・家賃の額は住戸によって異なります。
- ・家賃のほかに共益費（3,510円）の支払いが必要です。
- ・家賃および共益費の額は、毎年度改定されることがあります。
- ・電気・ガス・上下水道等の経費は入居者負担です。
- ・毎月の家賃および共益費は、UR都市機構の定める日に口座振替によりお支払いいただきます。ただし、初回は、入居初月分の日割り家賃および日割り共益費をUR都市機構の発行する振込票にてお支払いいただきます。

### ◎入居にあたっての注意

- (1) 団地内において、小鳥及び魚類以外の動物を飼うことはできません。
- (2) 住宅の全部又は一部を転貸したり、賃借権を譲渡したりすることはできません。
- (3) 退去時には、UR 都市機構が定める修理及び取替などが入居者の負担となります。
- (4) 住戸の様様替えまたは工作を希望する場合、あらかじめ所定の書類を UR 都市機構に提出の上、許可をとる必要があります。原則として、退去時に居住者負担で原状回復することが条件となりますが、原状回復が免除になるものもあります。また、原状回復を免除した様様替え等であっても、退去時にその部分に汚損、破損がある場合にはその補修費用の負担が必要になります。詳細は別冊「住まいのしおり」をご確認ください。
- (5) 居住者の責に帰すべき理由により賃貸住宅を汚損、破損もしくは滅失したとき、または UR 都市機構に無断で賃貸住宅の原状を変更したときは、直ちにそれを原状に回復していただきます。
- (6) 住戸はそれぞれ美観や補修内容が異なっており、現状有姿による入居となります。内覧時にご確認ください。
- (7) 管理は入居者が管理責任を負います。
- (8) その他住宅の使用方法等に関し、UR 都市機構の定めるルールを守っていただきます。詳細は入居者に選定されたときに配布する「住まいのしおり」をご確認ください。併せて、別紙4「UR 住まいガイド（抜粋）」を参照してください。



## 6 スケジュール（予定）

### (1) 居住する場合

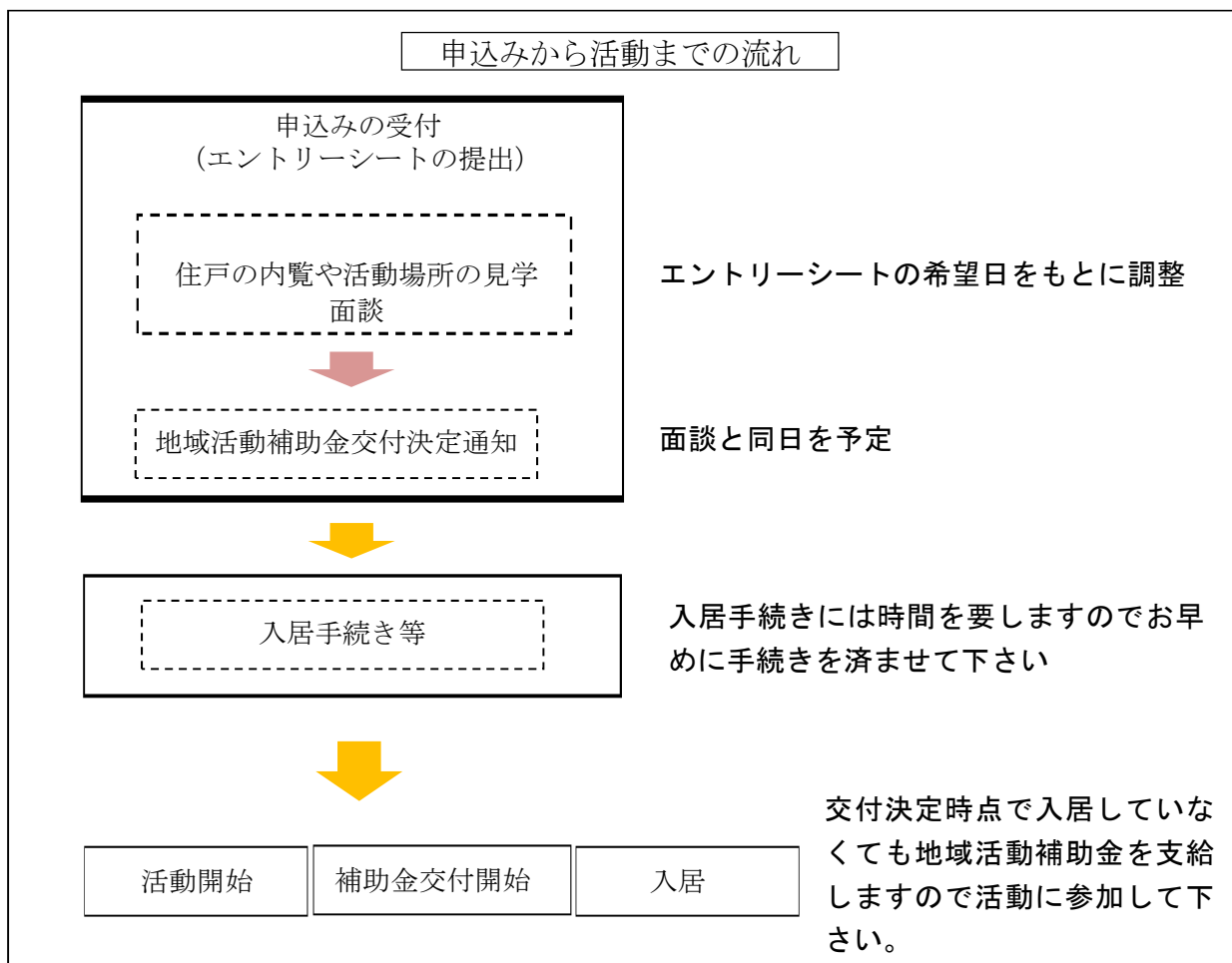
ア住戸の内覧や活動場所の見学・面談 : エントリーシートに希望日を記入

イ入居予定者の決定（補助金の交付決定） : 面談と同日を予定

ウ入居手続き

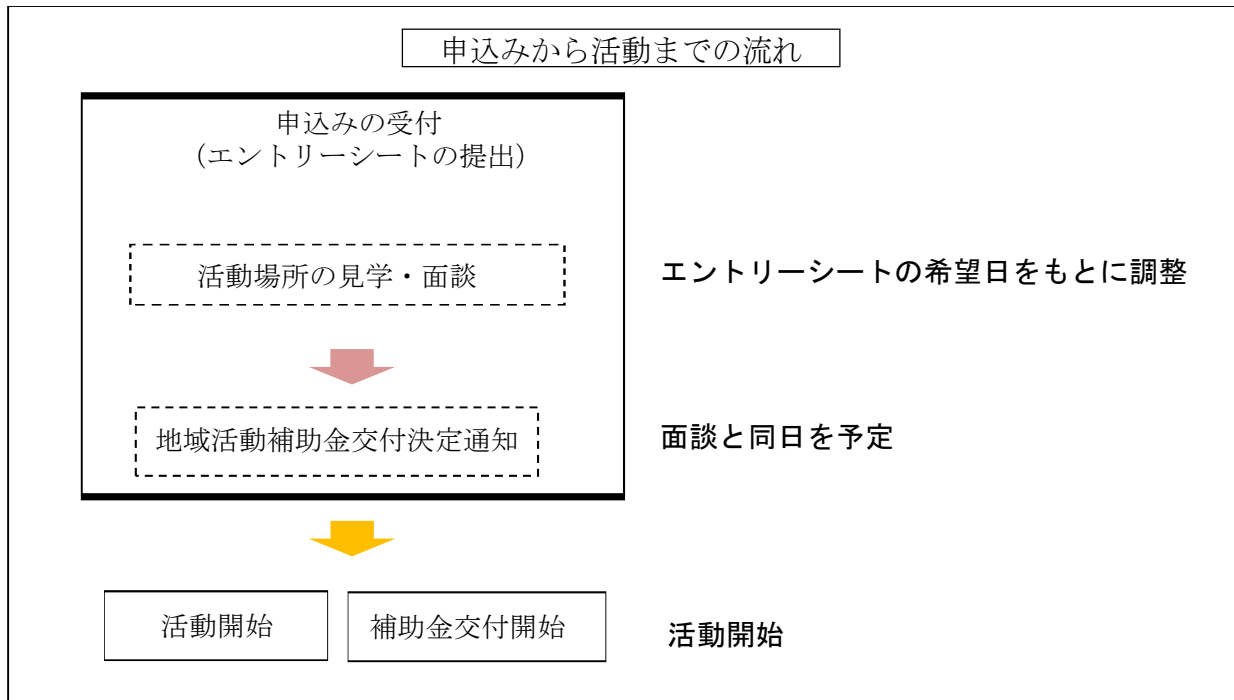
※入居手続きはUR都市機構と進めます。

エ活動開始



## (2) 居住しない場合

- ア活動場所の見学・面談 : エントリーシートに希望日を記入  
イ補助金の交付決定 : 面談と同日を予定  
ウ活動開始



# 「サコラボ」メンバー募集！

横浜市・URとの協働事業の地域インターン(補助金支給あり)



旭区マスコット  
キャラクター  
「あさひくん」

## ・教育とアート枠 (4名)

学校ボランティアに参加しつつ子育て世帯向けのアートをテーマとしたイベントの企画・実施等。部活のお手伝いなど誰にでもできることがあります。

## ■ 補助金

- ・居住する場合：**毎月2.5万円を支給**+U3 5割 (35歳以下は**家賃2割引き**)
- ・居住しない場合：**上限毎月1.5万円を支給**

## ■ 申込み

定員に達し次第募集を終了します。

※詳細は応募要項をご確認下さい。

(横浜国立大学(事務局)、旭区役所で配布。)

問い合わせ先：横浜市旭区役所区政推進課

大規模団地再生担当 馬立、中島 住所：横浜市旭区鶴ヶ峰1-4-12

メール：[as-kikaku@city.yokohama.jp](mailto:as-kikaku@city.yokohama.jp)

電話：045-954-6027 FAX：045-951-3401



※応募要項はこちら

## ■ サコラボって、何？

左近山団地と横浜国立大学のコラボにより左近山の活性化に取り組む、横浜国立大学の学生グループ。「若者も主役になれるまち」目指して活動中

## ■ サコラボメンバーの声

- ・活動に参加して子どもが好きになった
- ・商店街を歩いているだけでいろんな人に声をかけてもらえる
- ・ボランティアも主役になれる
- ・一人暮らしだった時には感じなかった、**安心感や居心地の良さを感じる**



Facebookで  
情報発信中！

## ■ 事業概要

※本事業は横浜国立大学とUR都市機構及び横浜市旭区との協働事業です。平成29年度より横浜国立大学の学生が左近山団地に入居して、地域活動や学生主催のイベント等を開催しています。令和2年から居住せずに活動する学生も含めて募集します。

## ■ 左近山団地の概要

相鉄線二俣川駅からバス約15分。横浜国立大学から原付バイクで約20分。昭和43年以降管理開始。分譲・賃貸あわせて約200棟約4,800戸の大きな団地です。高齢化や地域活動の担い手不足などの課題があります。

